

第四十六回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第 五 号

昭和三十一年二月二十一日(金曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 濱野 清吉君

理事 穀治 良作君 理事 唐澤 俊樹君

理事 小島 義典君 理事 小島 徹三君

理事 三田村武夫君 理事 坂本 泰良君

理事 細道 兼光君

大竹 太郎君 亀山 孝一君

坂村 吉正君 四宮 久吉君

田村 良平君 中川 一郎君

馬場 元治君 久保田鶴松君

出席政府委員

法務政務次官 天埜 良吉君

検事長 竹内 壽平君

委員外の出席者

検事 刑事局長 辻 辰三郎君

専 門 員 櫻井 芳一君

二月二十日

委員奥野誠亮君辞任につき、その補

欠として亀山孝一君が議長の名で

委員に選任された。

本日の会議に付した案件

裁判所職員定員法の一部を改正する

法律案(内閣提出第三八号)

刑事補償法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四一号)

○濱野委員長 これより会議を開きま

す。裁判所職員定員法の一部を改正する

第一類第三号 法務委員会議録第五号 昭和三十一年二月二十一日

法律案及び刑事補償法の一部を改正す

る法律案の両案を一括議題といたしま

す。

前会に引き続き質疑に入ります。質

疑の通告がありますので、これを許し

ます。大竹太郎君。

○大竹委員 刑事補償法の一部を改正

する法律案について伺いたいと思い

ます。

少し基本的な点についてまずお尋ね

したいのでありますが、この四條二項

を見ますと、賠償すべきものについ

て、普通の損害賠償のようにいろいろ

項目があつてありまして、精神上の苦

痛いわゆる慰謝料というもので含め

て考慮するようにということになって

おりますが、いままでは二百円から四

百円、今度は四百円から千円までとい

うことになっておりますけれども、こ

のいただきました資料から見ますと、

四百円一千円ということは、日雇いの

労働者の一日の賃金というようにな

ることになるわけでありまして、そう

いまして、いま申し上げました四條二項

というものの間に非常に矛盾があるの

ではないかというふうにも考えられる

のであります。その点についてのお

考えはいかがでございますか。

○竹内(憲)政府委員 大体、この案に

よりまして、現行法の二倍、上のほう

が二倍半ということになりますか、そ

ういう率で引き上げるということに

なっております。今回の基準を定めま

した根拠としましては、物価と賃金、

それから証人、鑑定人等の日当、この

三者を考えました。その三者を考えま

したゆえんは、現行法を定めるとき

に同じような考えに立つて定められた

ものでございまして、その三者を参

考にいたしましたのでございまして。この三

者を比べてみますと、証人、鑑定人の

日当でございまして、種類によりまし

て金額に差異はございましてけれども、

平均いたしますと、昭和二十五年ごろ

は二百三十円でございましたものが、

昭和三十一年には八百三十三円とな

っておりますし、裁判所刑事証人とい

うのを見ますと、千円という数字がこ

こへ出ておるのでございまして。それ

からまた産業別の常用労働者につきま

して、一日平均の現金給与の額を、昭和

二十五年と三十八年とをそれぞれ比較

をしてみますと、平均におきまして

は、二十五年の三百五十二円から千八

十九円になっております。さらにまた

日雇いの労働者につきましてこれを見ま

すと、二十七年の平均が三百二十二

円であり、三十八年の八月が六百二十六

円となっております。それから東京の

小売り物価の指数を見てみますと、

やはりこれが昭和二十五年を一〇〇と

いたしますと、三十八年の十月は一

五五というふうになっております。東

京の消費者物価の指数は一八三、全国

卸売り物価の指数は一四五、こういう

ような数字が出てまいりまして、これ

らをひくく見てみますと、大体二

倍程度の数字が出るのでございませ

すが、いま申し上げた二倍という数字

がそこで出るのでございまして、頭の

ほうを二倍半に近い千円にいたしまし

たのは、証人の日当が千円になってお

りますので、そこへ頭をそろえる。こ

ういうことで見てまいりますと、二十

五年当時の基準と考へました資料に基

づいて、やはり同じ基準で二十五年と

今日とを比較してみますと、このよ

うな数字でまゝとしますのが最も適当で

あるう、こういう結論になりまして、

かように基準を定めた次第でございま

す。

○大竹委員 いま私がお聞きしたの

は、その点もありませんけれども、そ

のほかに四條二項には慰謝料、精神的な

苦痛というものも考慮しろということ

があるにもかかわらず、いま御説明に

なつた点からも明らかになつて、いわ

ゆる日当を基準としてやつておる。そ

ういうようなことになれば、いま言

うような慰謝料というようならば何も

加味されてないということになつ

て、この規定と、その点で矛盾はない

のかということをお聞きしてゐるわけ

です。

○竹内(憲)政府委員 ごもつとも御

質問でございまして、私十分お答えが

できなかつたわけでございますが、こ

の刑事補償の本質と申しますか、刑事

補償とは一体どういふ性質のものかと

いうことを考へてみますと、もちろ

んこれは国が補償するのでございま

すから、国家賠償の性質を持つておるの

でございまして。国家賠償とは一体そ

れでは何かということになつてまいりま

す。損害の補償、損害のてん補でござ

いまして、その損害のてん補の申身

をさらに見てまいりますと、いま仰せ

になりましたような要素が入るわけ

でございます。この刑事補償と国家賠償

と違ひますところは、国家賠償の一つ

の場合でございまして、これは故意、

過失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

失を問わないわけでございます。過

合によつてはなお慰謝料というものを
国としては見なければならぬというふ
うに思うのであります。いまの御答弁
でどうも私は納得できない面があるの
ですが、もう一度その点について御答
弁願ひます。

○竹内(壽)政府委員 仰せのとおり、
精神上の慰謝、あるいはその人がもし
外に、つまり社会に出ておったならば
もうけたであろう利益、そういうたよ
うな損害があるわけでございませう。そ
の損害を補償してやろう、こういう考
えでございませう。ところが、そういう
性質のものではございませうけれども、
故意、過失にかかわらず、そういう現
象に対して国が補償するという立場を
とりました場合には、これはきまつて
これだけの金額のものを上げます、こ
ういふのがこの刑事補償の考え方、
中身はいまおっしゃるようなことの意
味で補償をするのでございませうが、定
める金額は定型化して定額で上げま
しょう、その定額の基準になる額をい
ま言ったようなことで算定をした、こ
ういう意味でございませう。

○大竹委員 ただ、そういたします
と、また重ねてお聞きしたいのです
が、死刑の場合には、損失額というも
のが証明されればそれをやつて、その
上に今度は百万なら百万を上積みす
る。そういうようなものの考え方から
すれば、いまの自由刑の場合でも、や
はり自由刑による損失額というものを
証明させて、その上に上積み幾らもの
うもののか考え方ではないか、より合
理的だと私は思うのですが、その点は
どうでしょう。

○竹内(壽)政府委員 死刑の場合には、
この法律の考え方としましては、もつ
ぱら慰謝料という考え方に立つてお
る。その他のものにつきましては、慰
謝料のほかは物質的な損害といつたよ
うなものを含めた考え方になってお
る。そこで死刑の場合の五十万円とい
うのは慰謝料にすぎませんから、ほか
に得べかりし利益といつたような損害
がもし証明されれば、それも差し上げ
るというか、出すべきである、こうい
うふうな額を規定しておるのでござ
いませう。

○大竹委員 だけれども、自由刑の場
合でも、私は先ほど御質問したよう
に、どつちかといへば慰謝料のほうを
重く見るべきものじゃないかと思うの
ですが、それは見解の相違でありま
す。うだけれども、この法律の精神はそ
うだといふふうに思ひます。

○大竹委員 閑置して。これは考えて
みるとたいへんむずかしいので、こ
で明らかにしておかなければならぬと
思ふのですが、何を補償するのです
か。それを明らかにしてもらいたい。
無罪になった場合に、拘束された者に
補償をやる、何を補償するのですか。
補償の対象は何であるか。いま大体お
話になつたようだが、もつとこれは
明らかにしておかなければならぬ。そ
れから死刑の場合の補償は何であ
るか。これはここまで議論をすれば、こ
で明らかにしてもらふねと、将来た
いへんな問題が残るようには思ひま
す。この際ひとつ明らかにしてもら
いたい。

○竹内(壽)政府委員 先ほどお答えし
た中に含まれておることとございま
す。死刑の場合でなく一般の拘禁の
場合の補償は、物質的な損害、精神的
な損害——精神的な損害といふのは主

として慰謝料的なものでございませ
う。そういうものを含めたものとして
補償される、その補償の内容はそうい
うことになっております。これに反し
まして、死刑の場合にはもつぱら慰謝
料、精神的な損害に対して百万円、そ
してもし物質的な損害が証明されるな
らば、それもつけ加えて補償する。さ
らに先ほど申しましたように故意、過
失がある場合は、国家賠償がまたそれ
に加わつていく、こういうこととござ
いませう。

○大竹委員 第一の場合の補償は損害
と慰謝料と両方ある。そこでもし公務
員に故意、過失があれば損害賠償が請
求できる、これも慰謝料及び損害を請
求できます、こういうことになりませ
うね。そうすると、その幅の違いはど
ういうことになるのですか。損害と慰謝
があるのですから、故意、過失があ
るわけなんですか。しかるに故意、過失
のある場合に特別に請求できるという
ことになる、その範囲がどういふ
うに違うのでしょうか。

○竹内(壽)政府委員 刑事補償の場合
には、刑事手続が適法に行なわれて、そ
の結果抑留、拘禁されましたが、裁判
の結果無罪とされた、こういう場合に
は公平の原則と言ひますが、そういう
ものによつて生じたたいだいまの物
質的、精神的な損害を国が補償するの
が相当である。これは憲法にも規定が
ございませう。そういう趣旨で、これは
もう無条件に補償する額をきめたもの
でございませう。それからまた国家賠償
は、公務員がその職務を執行するにあ
つて故意、過失があつたために生じ
た損害、これも精神的、物質的両面の

損害がございませう。したがつて、これ
は民事訴訟で通常認められます損害と
いうようなものがすべて入るわけでご
ざいませう。おそろくはこの刑事補償
よりも、国家賠償で故意、過失があり
ました場合は、落ち度があるわけでご
ざいませうからその額が大きくなるこ
とは当然でございまして、国家は刑事補
償の場合には、故意、過失がなくとも
そういう結果が発生した場合に公平
の原則に照らして補償するのが相当だ
という立場に立つておりますから、最
小限度の補償ということになると思
ひます。したがつて、故意、過失に基
づいてこのような結果が出てまいりま
した場合には、刑事補償の賠償も受け
られるし、国家賠償も受けられるとい
ふことになりませうが、両方は取れない
から、もし国家賠償のほうで金額が多
ければ刑事補償のほうで金額が多
し引いた残りをさらにもらう、こう
いう結果になるわけですね。

○大竹委員 だいたいわかつてしま
した。私が聞いたのは、補償の対象はそ
の人のこうむつた損害とそれに精神的
な慰謝料の両方だ、損害賠償を請求し
たところがその両方じゃないか、そう
すれば高い低いがないわけじゃない
か、こういうことであつたのですが、
いまだいはわかりました。もう一ぺん
私あらためて申し上げて、そうであ
れば御同意を得ておきたいと思ひま
す。国家賠償の場合には立証しまして、そ
の立証ができたといふ立証額だけを
賠償しなければならぬ、こういうこと
になりますね。この場合は、その立証
があつてもこれ以上は出さない、こ
ういふことになる。この区別があるとい
うように考えてよろしいのですか。

○竹内(壽)政府委員 故意、過失のあ
ります場合には国家賠償のほうであり
ますが、この法律では故意、過失がな
い場合、百万円は慰謝料の定額でござ
いませうから、あと物質的な損害を証明
すれば、それにプラスして物質的な

○竹内(壽)政府委員 仰せのとおりで
ございませう。

○大竹委員 そうすると、死刑に対す
るそのところのお話をもう一ぺん伺
ひたい。

○竹内(壽)政府委員 死刑の場合に
は、先ほど申しましたように五十万円
を百万円に引き上げました。この百万
円という額は慰謝料のみを意味するも
のとは私は理解しております。その
理解をしますのは、もし他に物質的な
損害があることが証明されれば、それ
も加えて賠償するということが規定に
ございませうので、この百万円という
は精神的な慰謝料のみをさすのだとい
う解釈になる。したがつて、精神的な
慰謝料は実際的には百万円や千万円
できくものではないかもしれませうが、
とにかく百万円というところで定額を
定めておるわけでありませう。それにプ
ラスしたしまして、その人が得べかり
し利益といふようなものももし証明さ
れずならばそれが加へられて、死刑の
場合の刑事賠償額というものがきま
つてくるわけでありませう。

○大竹委員 そうすると、死刑の場合
に損害賠償を請求するときには、いま
の拘束の場合と同じように公務員に故
意、過失があるといふことを理由でや
るのですか。それとも、この以外にま
だ損害があるといふことで請求ができ
るというのでしょうか。その点はど
うですか。

○竹内(壽)政府委員 故意、過失のあ
ります場合には国家賠償のほうであり
ますが、この法律では故意、過失がな
い場合、百万円は慰謝料の定額でござ
いませうから、あと物質的な損害を証明
すれば、それにプラスして物質的な

○竹内(壽)政府委員 仰せのとおりで
ございませう。

○大竹委員 そうすると、死刑に対す
るそのところのお話をもう一ぺん伺
ひたい。

○竹内(壽)政府委員 死刑の場合に
は、先ほど申しましたように五十万円
を百万円に引き上げました。この百万
円という額は慰謝料のみを意味するも
のとは私は理解しております。その
理解をしますのは、もし他に物質的な
損害があることが証明されれば、それ
も加えて賠償するということが規定に
ございませうので、この百万円という
は精神的な慰謝料のみをさすのだとい
う解釈になる。したがつて、精神的な
慰謝料は実際的には百万円や千万円
できくものではないかもしれませうが、
とにかく百万円というところで定額を
定めておるわけでありませう。それにプ
ラスしたしまして、その人が得べかり
し利益といふようなものももし証明さ
れずならばそれが加へられて、死刑の
場合の刑事賠償額というものがきま
つてくるわけでありませう。

○竹内(壽)政府委員 仰せのとおりで
ございませう。

○大竹委員 そうすると、死刑に対す
るそのところのお話をもう一ぺん伺
ひたい。

○竹内(壽)政府委員 仰せのとおりで
ございませう。

○大竹委員 そうすると、死刑に対す
るそのところのお話をもう一ぺん伺
ひたい。

○竹内(壽)政府委員 仰せのとおりで
ございませう。

損害の分について裁判で額をきめまして、それとプラス百万円というものが死刑の場合の賠償額になる、こういうことでございます。

○鑑査委員 そうすると、公務員の故意、過失のない場合でも損害を証明すればできるということですね。故意、過失がなくともやれるということになると、それはどの規定によるのですか。

○竹内(審)政府委員 故意、過失を必要としないということは、刑事補償法全般がそういうたてまえになってきておりまして、それから死刑の場合に、特にいまは百万円は慰謝料であって、その証明をというのとは四三項にただし書きがついておりまして、「但し、本人の死亡によって生じた財産上の損失額が証明された場合には、補償金の額は、その損失額に五十万円を加算した」とこの五十万円が百万円になりますから、「百万円を加算した額の範囲内とする」とございましてね。これによりまして財産上の損失ということがここに書いてございまして、それからその他の拘留、抑留についての補償については、そういう規定を持っておりませんので、これは定額でございまして、慰謝料のほかに財産上の損害をも含めた額としてきめられておる、こういうふうには私は判断いたしております。

○鑑査委員 それならば、拘束の場合には両方含めた補償をやっているにかかわらず、死刑の場合に慰謝料だけの補償をやるといふ、その区別をしたのはどういふところからしたのですか。

○辻説明員 ただいま御指摘の点でございしますが、刑事補償の補償の内容

は、拘禁の場合もそれから死刑の場合も、両方の場合全く同じでございまして、両方ともその内容は、精神的な慰謝料と物質的な損害、両方ともを補償するわけでございまして、死刑の場合に特に区別がされておりますのは、沿革的にはこの四三項のただし書きの経過におきまして、特にこのただし書きが修正されたという経過になっておる次第でございまして、特にこの点だけが死刑の場合に重大であるからということ、立証された財産上の損害は別に見る、こういうふうな規定が訂正されたわけでございまして。

○大竹委員 いま五十万、今度百万になるわけですが、定額定額とおっしゃるが、この定額の範囲内で慰謝料を出すというところなのでしょう。さつき定額定額とおっしゃったけれども、五十万円を全部これに加えるというわけではないのですか。それで条文のことをお聞きしたいへん申しわけないのですが、それは五十万円以内で定めるのは、この四三項の本人の健康云々という、これがこの五十万円の内容を定めるあれになるのですか。

○竹内(審)政府委員 そのとおりでございまして。

○大竹委員 それでは次にお聞きしたいのでありますが、このいただいた資料を見ますと、一番よく出ているのは三十六年度で、三百八十人無罪となっておるのではありませんか。そのうちた八十六人しか刑事補償法の請求をしてないようなことになつてしまっているのではありませんか、これは第三條の、ある場合においては補償の一部または全部をもらえないというふうな事情から

請求しないのであります。何かそのほかに……。請求しないといへばそれまでの話であります、その辺の事情はどういうことになっているのですか。あまり請求した人間が少ないようでありますから。

○辻説明員 ただいま御指摘の点でございしますが、無罪の確定がありましたその者がなぜ請求しないかという点でございまして、これはそれぞれの事情によつてしないといふか申し上げられないので、私どものほうでその具体的な事情がどうなつておるかといふことはわからないわけでございまして。請求を待ちまして初めて動いてくるというものが法律の建前でございまして、かような結果になつたことと考えております。

○大竹委員 これはもちろん法律の建前からいへば、請求を待つて支給するように法律ではなつておるかもしれませんが、いわゆる国家の刑事行政の正しいあり方、また先ほど来お話がありました公平の原則から言へば、もらえるものはもらえるようにして指導というか、最近のことばで言へばPR、そういうことを私はやるべきものだと思いますが、そういう点についてのお考えを伺いたい。

○竹内(審)政府委員 これはPRしてというおことばでございしましたが、法律が出す場合には、新聞等にもどういふ法律案が今度出るかというふうなことで、私も解説しておるのでございしますが、大体申しますと、ただいまではほとんど弁護士のつかない事件といふのは少いございまして、弁護士はみなこういう点は存じておるわけでございまして、請求のないのはどう

いうわけで請求しなかったかといふことは、これは複雑で一がいに言えないと思ひますが、それはわかつておつてもあえて請求しなかつたといふふうな私どもは見えておるわけでございまして。

○大竹委員 それで私が言いたいの、PRが足りないという点はともかくとして、また一面から言つと、手続が非常に複雑であるとか、あるいは先ほど来申し上げたように、せっかく複雑な手続をしてもわずかな金しかもらえない、そういうようなことで請求する人がないのだというように考えなければ、これは、国としても考えなければならぬと思ひます。その点はどうですか。

○竹内(審)政府委員 それは実情とは違つてございまして、わずかな金でございしても、証人や鑑定人の口当でも、ほんのわずかなものでございまして、ほとんど例外なく請求されておりました、実際として権利のあるものは権利を行使するといふのが実情のようでございまして。

○大竹委員 いま一つだけお尋ねしたい点があるのですが、この刑事補償法はもともと刑事被告人が対象のものだと思つておりましたが、いわゆる被疑者段階で白山を拘束した者に対しては、調べていたところによると被疑者補償規程というものがあつたようでありますが、この今度の金額の引き上げその他被疑者補償規程との関係はどうなるのでありますか。

○竹内(審)政府委員 被疑者段階の者につきましては被疑者補償規程、これは法務大臣訓令で出ておりますが、これを訓令にとどめて法律に仕なかつた問題は別といたしまして、趣旨におき

ましては刑事補償の趣旨をすべて受け継いでおるわけでありまして。金額は、もし刑事補償法の基準額が引き上げられした場合に、それに準じまして千円以内で被疑者の補償をする、こういうことで訓令改正をいたしてまいりたいと思ひます。

午後二時散会

昭和三十九年二月二十六日印刷

昭和三十六年二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局